

諮問番号：平成 30 年度諮問第 2 号

答申番号：平成 30 年度答申第 2 号

答 申 書

第 1 箕面市行政不服審査会の結論

箕面市長が審査請求人 ●●●● 氏に対して行った市・府民税減免申請に伴う棄却処分(平成 30 年 6 月 13 日付け箕総民第 13 号の 2)に対する本件審査請求は、棄却することが相当である。

第 2 諮問に至るまでの経過

1 平成 29 年 5 月 11 日、処分庁である箕面市長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人の当時の勤務先（以下「前勤務先」という。）から提出された給与支払報告書に基づき課税計算を行い、前勤務先で市・府民税を特別徴収（給料から差引き）するよう平成 29 年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額（年税額 119,100 円）の決定通知書を前勤務先へ送付した。

なお、賦課期日（平成 29 年 1 月 1 日）現在、審査請求人は箕面市に住民票を登録していなかったが、給与支払報告書に箕面市の住所が記載されていたため、箕面市に居住の実態があるとして課税決定された。

2 平成 30 年 1 月 16 日、前勤務先から処分庁に対し、平成 29 年 8 月 20 日付けで審査請求人が退職した旨の特別徴収に係る給与所得者異動届出書（以下「異動届出書」という。）の提出があった。給与から差し引きされた税額は 30,000 円で、差し引きできなかった税額は 89,100 円であった。

3 平成 30 年 2 月 13 日、処分庁は、異動届出書に基づき、給与から差し引きできなかった税額を普通徴収（個人で納付）として決定し、納期限を同月 28 日に設定し、納税通知書及び納付書を審査請求人に送付した。

4 平成 30 年 2 月 16 日、処分庁は、前記 3 で送付した納税通知書等が「あて所に尋ねあたりません」という理由で郵便局から返却されたため、審査請求人の現住所の調査を行い、同年 3 月 30 日、納税通知書及び納期限を同年 5 月 1 日に変更した納付書を審査請求人に送付した。

5 平成 30 年 4 月 23 日、審査請求人は、処分庁に納税通知書等が届いた理由を問い合わせ、説明を受けた。併せて処分庁に市・府民税の減免について相談した。処分庁は、箕面市税条例（昭和 25 年箕面市条例第 66 号。以下「条例」という。）等に基づく減免の制度と一連の流れを説明し、同日、市・府民税減免

申請書の用紙を審査請求人に郵送した。

- 6 審査請求人は、平成 30 年 4 月 24 日付け市・府民税減免申請書をもって処分庁に対して減免申請（以下「本件減免申請」という。）を行い、処分庁は、同月 27 日にこれを受け付けた。
- 7 平成 30 年 5 月 9 日、処分庁は、審査請求人に連絡を取り、本件減免申請がなされたことに伴い聞き取り調査が必要である旨を説明して日程調整を行い、同月 24 日、審査請求人の経営する店舗において面接調査を行った。
- 8 平成 30 年 6 月 13 日、処分庁は、本件減免申請に伴う棄却処分（以下「本件処分」という。）を決定し、審査請求人に対し、通知文（平成 30 年 6 月 13 日付け箕総民第 13 号の 2）を送付した。処分庁は、通知文の発送前に棄却理由説明のため審査請求人に電話連絡をしたが、つながらず、留守番電話に減免の棄却と通知文を送送する旨のメッセージを残した。
- 9 平成 30 年 7 月 3 日、審査請求人から処分庁に対して本件処分について説明を求める連絡があり、処分庁は、減免は「徴収猶予、納期限の延長等によってもなお納付が困難であると認められる担税力の薄弱な者に対して行う」という規定（条例第 19 条第 1 項に規定する市民税の減免の認定基準を明確化するために制定された市民税減免措置要綱（以下「要綱」という。） 2 (1)）があること、審査請求人は自己都合退職をしていること、自営業の利益が発生する可能性があること、扶養親族も養育費等もないこと、多額の医療費が必要ないことなどの理由から、箕面市の減免規定に該当しないと判断したと説明した。しかし、審査請求人は処分庁の説明に納得しなかったため、処分庁は審査請求人に対して、審査請求について案内するとともに、請求方法等の詳細については後日連絡すると回答した。同月 6 日、処分庁は、審査請求人に審査請求の概要を説明し、「審査請求書」、「審査請求書（ひな形）」及び「審査請求の流れ」を郵送した。
- 10 審査請求人は、平成 30 年 8 月 3 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- 11 審査庁である箕面市長（以下「審査庁」という。）は、平成 30 年 8 月 9 日に本件審査請求を受け付け、法第 9 条第 1 項の規定に基づき審理員を指名した。
- 12 審理員は、平成 30 年 11 月 21 日、法第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査庁に対して審理員意見書及び事件記録（審査請求書及び同年 9 月 13 日付け弁明書）（以下「審理員意見書等」という。）を提出した。
- 13 審査庁は、審理員意見書等の内容をふまえ、平成 30 年 11 月 26 日、法第 43 条第 1 項の規定に基づき、箕面市行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求は棄却されるべきであるとして諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の審査請求書による主張

本件処分は「条例第19条第1項に該当しないため」との説明を処分庁より受けたが、審査請求人は平成29年8月20日に失業したことにより収入が激減しており、同条同項の四（当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者）に該当している。また、処分庁からは上記説明の一点張りで、具体的内容の説明を受けていない。以上の点を理由とし、本件処分の取消しを求めるものである。

2 処分庁の弁明書による主張

(1) 市・府民税の減免とは、課税した市・府民税について、納税者の申請に基づき税の全部又は一部を減額するもので、税の徴収猶予や納期限の延長によっても納税が困難な者に救済措置として設けている。

(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第323条（市町村民税の減免）及び同法第45条（道府県民税の減免）の規定により、減免の要件は、次の三つで、条例で定めることにより減免が可能となっている。

ア 天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者

イ 貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者

ウ その他特別の理由がある者

(3) 具体的な要件は、条例及び要綱で定められている。

○条例の規定

<条例第19条第1項>

市長は、次の各号のいずれかに該当する者であって特に必要があると認めるときは、市民税を減免することができる。

① 賦課期日後において生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助の適用を受けるに至った者（条例第19条第1項第1号）

② 生活保護法により生活扶助以外の扶助を受ける者（条例第19条第1項第2号）

③ 前2号に掲げる者のほか、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者（条例第19条第1項第3号）

④ 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者（条例第19条第1項第4号）

⑤ 公益社団法人及び公益財団法人（条例第19条第1項第5号）

⑥ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人（条例第19条第1項第6号）

- ⑦ 学生及び生徒（条例第 19 条第 1 項第 7 号）
- ⑧ 不慮の災害により納税の能力を喪失した者
- ⑨ 前各号に類する者であって特別の事情がある者

○要綱の規定

< 2 減免の適用 >

市民税の減免は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- ① 市民税の減免は、徴収猶予、納期限の延長等によってもなお納付が困難であると認められる担税力の薄弱な者に対して行うものとする。
- ② 減免の可否に当たっては、その者の所得及び財産のほか、その者と生計を一にする世帯員の所得等の状況をも考慮して判定するものとする。
- ③ 減免は、申請日以後の納期に係る市民税についてのみ適用する。ただし、既に納付された市民税に対する減免の適用は行わないものとする。
- ④ 減免は、所得割額及び均等割額について行うものとする。ただし、分離課税に係る所得割額は、原則として減免の対象から除くものとする。
- ⑤ 上記各号に該当しない者であっても、納付が著しく困難であり、特別な事情がある者については、その都度協議するものとする。

< 3 認定基準 >

- ① 認定基準は「市民税減免の認定基準」のとおりとする。
- ② 認定基準に該当しない者であっても担税力が薄弱で納付が到底困難であると認められる場合には、世帯の生活実態及び状況を調査し、生活保護法に規定する生活保護基準を参考にその事例ごとに減免の可否を決定する。

なお、「市民税減免の認定基準」においては、「給与所得者については、結婚、出産、定年、自己都合等による退職者には原則として適用しないものとする。」と規定している。

- (4) 条例第 19 条第 1 項第 4 号及び第 9 号の規定の適用の可否を検討したところ、①審査請求人の主張している「当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」の適用については、勤務先等の退職に伴う生活困窮を想定しており、自己都合等の退職者には適用外としているので適用できないと判断し、②「前各号に類する者であって特別の事情がある者」の適用については、審査請求人は現在も〇〇店を経営し、今後も継続するとのことで、赤字経営が続いているとはいえ、実際に生活しており、税負担の公平の観点から特別の事情があるとは言えな

いと判断した。

本件減免申請が条例及び要綱に定める減免の要件のいずれにも該当しないことが明らかで、本件減免申請に理由がないため本件処分を行ったものであり、本件処分に何ら違法・不当なところはない。

第4 審理員意見書の要旨

下記1及び2のとおり本件審査請求には理由がないから、法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

1 条例第19条第1項第4号の要件を満たすか否か

(1) 条例第19条第1項第4号は、「当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」に該当し、特に必要と認めるときは、市長は市民税を減免できるとしている。

本件では、審査請求人が、平成29年8月20日に前勤務先を退職し、自ら飲食業を始めたが赤字経営が続いているとの理由で本件減免申請をしているところ、審査請求人に条例第19条第1項第4号の適用があるかが問題となる。

(2) 条例第19条第1項を受けて、その認定基準を明確化し、もって適正な市民税の減免を行うことを目的として要綱が定められているが、要綱第3項の認定基準において、「給与所得者については、結婚、出産、定年、自己都合等による退職者には原則として適用しないものとする。」(要綱第3項(1)別添(1)③摘要欄第6項)としている。

自己都合退職等の場合を原則適用除外とするのは、このような場合、本人において収入が減少することが事前に予見でき、そのための備えをすることが十分可能であるからと考えられるところ、自己都合退職を減免の対象から除外する認定基準は合理性を有するといえる。

(3) 審査請求人は、前勤務先を自己都合により退職したものと認められることから、処分庁が本件減免請求につき条例第19条第1項第4号の適用がないと判断したことに違法不当な点は認められない。

2 条例第19条第1項第9号の要件を満たすか否か

(1) 一方、条例第19条第1項第9号は、「前各号に類する者であって特別の事情がある者」について減免を受けうるとしており、本件減免申請につき条例第19条第1項第4号の適用がなくとも、同条第1項第9号の適用があるかが問題となる。

(2) 条例第19条第1項第9号に関して、要綱は、多額の医療費を要する場合と納税義務者が死亡した場合に該当するものとしている(要綱第3項(1)別添(1)⑧減免率欄)。

本件減免申請について、要綱第3項(1)別添(1)⑧に該当しないことは明らかである。

- (3) また、要綱においては、「認定基準に該当しない者であっても担税力が薄弱で納付が到底困難であると認められる場合には、世帯の生活実態及び状況を調査し、生活保護法に規定する生活保護基準を参考にその事例ごとに減免の可否を決定する。」(要綱第3項(2))としており、同項の規定により減免が可能と判断される場合も条例第19条第1項第9号により減免がうけられることになる。

要綱第3項(2)は、生活保護法に規定する生活保護基準を参考にしているが、処分庁は、調査の結果、審査請求人は現在も〇〇店を経営し、今後も継続するとのことで、赤字経営が続いているとはいえ、実際に生活しており、生活保護法に規定する生活保護基準に照らしても一定の担税力が認められると判断したものであり、その判断に不合理不当な点は認められない。

- (4) よって、処分庁が本件減免請求につき条例第19条第1項第9号の適用がないと判断したことに違法不当な点は認められない。

第5 審査会における調査審議の経過

- 1 当審査会は、平成30年11月28日、諮問書及び審理員意見書等の写しの提出を受け、その内容を検討した。
- 2 当審査会は、平成30年12月3日、審査請求人及び審査庁に対して、法第81条第3項で準用する法第76条の規定に基づき主張書面又は資料の提出ができる旨を通知したが、いずれも提出はなかった。また、法第81条第3項で準用する法第75条の規定に基づく口頭意見陳述の申立てもなかった。
- 3 当審査会は、平成30年12月19日、上記2を踏まえて諮問内容を検討した。

第6 審査会の判断の理由

当審査会の調査審議の経過において、審査請求人の主張に理由があることを裏付ける新たな証拠等はなく、また、地方税の適正な徴収の実現の見地から審理員意見書の検討及び判断は相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められないと判断し、「第1 箕面市行政不服審査会の結論」のとおり答申する。

以上